

ヤマト

ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

第113号

2018



☆表紙タイトルの紹介（ほうじんH.I.T〈高岡法人会報〉）

《H.I.T（ヒット）》

- ・比喩的に非常に成功すること。
- ・当たり。



公益社団法人
を機に、氷見、
射水、高岡が
手を携え共に
公益に向けた
事業の発展そ
の成功に願い
を込めて改称
いたしました。

目次

◇特別座談会「署長年頭インタビュー」	3
◇第35回「法人会全国大会」鳥取大会	7
◇平成31年度 税制改正に関する提言(要約)	8
◇国会議員・3市長へ提言書持参	10
◇法人会活動報告	11
◇青年部会情報	13
◇租税教室	14
◇女性部会情報	15
◇平成30年度 合同納税表彰式	16
◇中学生の「税についての作文」受賞者	17
◇国税の窓	20
◇税理士会だより	22
◇自主点検チェックシート	23

表紙説明

鍔絵のまち小杉「竹内源造記念館」

国登録有形文化財

昭和9年（1934）に、旧小杉町役場庁舎として建てられました。東京大学安田講堂を模した正面玄関の車寄せを中心に、左右対称の建物構成となっており、威風堂々とした当時の洋風役場建築の姿を今に伝えています。玄関上部のアカサンス模様や二階旧議場の鳳凰漆喰彫刻は、竹内源造の作です。左官技術を駆使した建物各部の意匠は、左官業が発展した小杉町ならではの造りといえます。

館内には、竹内源造と父勘吉の鍔絵作品や、源造が使用していた鍔などの資料を展示しています。一階にある全長17メートルにおよぶ巨大な鍔絵「双龍」は、砺波市の旧家土蔵から移設した竹内源造の代表作です。

●お問い合わせ 竹内源造記念館 富山県射水市戸破2289 ☎0766-55-3288

◆2019年 特別座談会◆

署長年頭インタビュー

平成30年12月5日(水) 〈収録〉高岡商工ビル5階



■□□■出席者■□□■

高岡税務署長	蛭谷 栄三郎
広報委員長	西村 博 邦
広報副委員長	浦 俊 夫
広報委員	鍛 冶 功 一
広報委員	西 川 隆 宏
事務局長	坂 井 昌 彦

西村： 明けましておめでとうございます。本年も、よろしく願いいたします。

署長： 皆さん、明けましておめでとうございます。こちらこそ、よろしく願いいたします。

西村： 本日は、蛭谷署長にはご多用の中、公益社団法人高岡法人会の広報誌インタビューをお受けいただき、ありがとうございます。

広報委員会では、新署長の人となりをお会員に知っていただくため、105号からインタビュー形式に取り組んでおり、蛭谷署長にご協力をお願いした次第です。

今回は、1月発行の113号に掲載いたしますので、よろしくお願いします。

初めに、出身地、経歴等も含めて自己紹介をお願いします。



署長： 昭和34年生まれで59歳になります。出身地は、富山市四方です。家から200mほどの所に四方漁港、海水浴場があり、子供の頃は、春・秋は釣り、夏は海水浴に明け暮れておりました。

高校まで富山市におりまして、金沢大学卒業後、昭和58年に大阪国税局に採用され、大阪では通算11年、城東、吹田税務署、大阪国税局査察部に勤務しました。

その後、妻が同郷のこともあり、平成4年に北陸にUターンし、その後、高岡、砺波、富山、金

沢の各税務署及び金沢国税局に勤務しました。

職歴は、査察調査、個人課税調査、徴収事務と主に現場の仕事に携わり、その中でも、通算35年のうち、13年間は査察調査に従事しました。

西村： 金沢大学は経済学部ですか。

署長： はい、経済です。当時は法文学部でした。

西村： 私は、工学部の出身なので後輩になりますね。

署長： 大学がお城にあった頃ですね。



西村： 国税局にも勤務していたということですが、富山県内の税務署では、どのような担当だったのですか。

署長： 富山県内では、高岡署では徴収部門の徴収官・個人課税部門の調査官、砺波署では総務係長、富山署では個人課税部門の調査官・総務課長・副署長と8年間勤務しました。

富山市に生まれ育った人間ですので、県内の地理、経済状況、旧所名跡、観光地等は把握しているつもりです。

西村： 今回、高岡税務署に着任されましたが、前にも高岡署に勤務されたことがあるということですが、その時と比べて、高岡の印象はどうか。

署長： 平成4年と平成10年に高岡署に勤務したことがあり、今回は20年ぶり3回目の勤務です。

現在、富山市に住んでおり、また、高岡市には学生時代の友人もいることから、高岡市内・新湊・氷見などには、お祭り・外食・観光目的等で日常的に訪れており、自分の好きな場所やお店もたくさんありますので、当地に勤務できることを喜んでおります。

20年ぶりに勤務すると、高岡駅が新しくなって駅前周辺の風景が変わっておりまして、昔はJR高岡駅の地下街で帰りに一杯ということも多々あり、少し寂しさを感じる一方、山町筋や金屋町などの古い町並の整備が進められ、金工・漆工などの工芸技術や御車山祭りなどの伝統と相まって、歴史を生かした街づくりが着々と進められているという印象を受けております。

こうした高岡らしい風情、たたずまいの魅力と新湊・氷見の白えび・ぶりに代表される新鮮な海産物を生かした料理などをうまくPRしていけば、観光を中心とした活性化も十分期待できる地域だと思えます。

西村： 20年ぶりの勤務ということで、その間に風景とか町並みも色々変わったかもしれません。我々の中にはいるのでわかりませんが、高岡の人の考え方も変わったところもあると思うのですが、人となりというか人間性の変化についてお気づきになったことがあれば、お話ししていただきたいと思えます。

署長： 高岡は旧加賀藩であり、高岡の独特の歴史や文化があると思えます。若い世代の考え方は分からない部分がありますが、最近では、経済の世界の中では、高岡商人の気質は平準化され、段々少なくなってきたのではないかと感じています。

西村： 全国画一化され、商業の在り方が全国レベルになったからか、独自の商店街、生きるすべがなくなってきたのが理由かなと思えます。

それでは、人生観、信念、座右の銘などございましたらお願いします。

署長： まだまだ未熟な人間ですので、人生観とか信念とかお話しできるようなものはありませんが、今までの仕事を通じて感じたことをお話しします。

調査の仕事は、事案ごとに初めて会う相手と会話、対峙しながらも、いかに事実に近い見えて臆病になってしまいがちですので、若い頃は、「見る前に飛べ」「当たって砕けろ」をモットーに、失敗を恐れず何事にも勇気をもってチャレンジすることを信念としてやってきました。今から思えば仕事が一番楽しかった時代です。

40代になり、チームリーダーを任されるようになってからは、「まず臆より始めよ」つまりは

「まずは言い出した本人から始めなさい。」ということ念頭に置き、部下を引っ張って調査に取り組んでまいりました。今から思えば仕事が一番辛かった時代です。

50代になり、総務課長・副署長など組織全体を統括する職種に就いてからは、「失意泰然、得意冷然」つまりは「うまくいかなくても思い悩まない、調子が良くても浮かれない。」を心がけ、リーダーたるもの、失意のときこそ慌てずどっしりと構え、上手くいっているときは調子に乗らず、謙虚に努力する姿勢を部下に示すことが大切だと思っています。

現在は、定年を1年半後に控え、「人間万事塞翁が馬」の心境になりつつあります。

西村： 一喜一憂しないということも大事だということですね。

浦： ところで、趣味や余暇の過ごし方はどうでしょうか。

署長： 趣味は、中学生の時に始めたフォークギターの演奏と軽いジョギングです。



吉田拓郎など昔のフォークソングが大好きで、50歳頃から、若い頃使っていたギターを引っ張り出して練習を再開し、職場の同好の士と仲間内で年に7～8回演奏会を開いています。週に2～3回ギターの練習をしています。

ジョギングも、健康管理のため、50歳頃から週末に近くの公園やジムで走り始め、昨年からは職場の若者たちとチームを組み、環水公園のリレーマラソンなどに参加しています。タイムは一向に早くなりませんが・・・。

浦： 演奏会は、どこで開かれるのですか。

署長： 仲間の家、カラオケボックスなどに行って演奏しています。

鍛冶： 高岡にも、おやじバンドが3つか4つあります。

西村： 本格的なバンドで、皆さんしっかり練習しています。

ところで、マラソンは、何km走るのですか。

署長： 5kmです。

西村： 私は富山マラソンに参加しているのですが、署長はフルマラソンにチャレンジしないのですか。

署長： フルマラソンに参加するときは、練習ではどれくらい走っているのですか。

西村： 月100kmが目安とされていますが、私は、月

40kmぐらいです。富山マラソンは4年前から参加しましたが、高岡スタートなので、参加しました。今年は、10月27日に開催されます。せっかくなので参加しませんか。

署長： チャレンジしたいと思います。

浦： 話は変わりますが、これまでで一番印象に残っている仕事は何ですか。

署長： 一番長くやっていた査察が印象に残っています。

内偵担当でしたので、脱税の端緒を見つけ、脱税の方法や手口を解明し、規模を見定め、捜索箇所を特定し、裁判官に許可状を発布してもらうのが仕事でした。その後、強制調査に着手となる訳ですが、端緒を見つけ着手するまで短いもので半年、長いもので2年近くかかる場合もあります。強制調査に着手しても、すでに内偵が相手にばれていることや、見込み違いがあることは許されませんので、慎重に粘り強く内偵することが求められます。億単位の脱税をしている者が愛人を作り贅沢な暮らしをしているのを内偵しながら、この者に絶対に正しい税を課さなければならないという正義感だけで、寝食を忘れ昼夜を問わず、尾行・張込等の内偵調査に取り組んでました。

もちろん、その間、家庭や子育ては妻に任せきりでしたので、妻が健康で理解があったからこそ自分が好きな仕事に打ち込めたのだと、妻に感謝しています。

査察には、13年間在籍しましたが、自分が担当班として直接担当した事案が20件ほどあります。その1件1件の事案にはドラマがあり、当時の仲間の顔とともに、思い出として強く心に残っています。

鍛冶： マルサの女という映画がありましたね。あれを地で行くような感じですか。

署長： そうです。あれは、いいところばかりですが。最近では、正業で脱税している人が少なくなってきたおり、ネット利用や無申告者など実体がわからない人の脱税が増えてきています。不公平感をなくすためにも摘発しなければならないと思っています。

西村： 今は国際的になって、タックスヘイブンとか租税回避が随分言われており、脱税の捕捉が難しくなっているのではありませんか。

署長： 昔は、地元の金融機関などで資金運用していたのが、パナマ文書にもあるように、富裕層は、今では、海外で資金運用をしています。新聞などでも報道されていますが、国税当局では、租税条約等によって各国と預金情報の交換をしています。

鍛冶： 高岡税務署長に着任されての抱負をお聞かせください。

署長： 国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めなければならないと考えております。

納税者の皆様からの質問・相談には親切・丁寧に対応する一方、悪質な納税者には厳正な態度で臨みたいと考えております。

また、調査・徴収事務以外としましては、特に次の2点に力点を置きたいと考えております。

1点目は、所得税の確定申告においては従来から自宅等からのICT申告を推進しているところですが、納税者の皆様の利便性の向上に資するため、本年1月から導入されたID・パスワード方式やスマートフォンでの申告の利用拡大に向けた広報活動等を積極的に実施することとしております。

2点目は、本年10月に実施される消費税率の引上げと消費税の軽減税率制度に関し、事業者の方が制度の内容等を十分に理解した上で、必要な準備を進めることができるよう、法人会を始め、各種関係団体や事業者団体に、軽減税率制度説明会の開催について協力依頼を行い、署から積極的に講師を派遣するほか、説明会の開催日程を国税庁ホームページに掲載し、幅広い事業者に対して説明会への参加を呼び掛けるなど、より一層の制度周知・広報等の施策に取り組むこととしております。

鍛冶： 少し、かたい話となりますが、税務行政の将来像などについてお願いします。

署長： 税務行政の将来像に関しましては、昨年6月に、現時点の各種の検討項目・

検討状況を示した上で、具体的な将来像が国税庁のホームページを通じ公開されたところでありました。

そこでは、税務行政を取り巻く環境が、ICT・AIの進展、マイナンバー制度の導入、経済取引のグローバル化など大きく変化する中、国税職員の減少と申告の増加、調査・徴収の複雑・困難化等の課題を踏まえ、納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、国税組織のスマート化を目指し、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要とされています。

具体的な将来像といたしましては、近年の情報システムの高度化を効果的・効率的に取り入れ





ながら、e-Taxを通じた申告・納付のデジタル化の推進により納税者の利便性の向上を図るとともに、AI技術を取り入れた各種資料データの分析・検討システムを構築し、より高度な調査・徴収事務を目指すこととしています。

税務行政においても、AIの有効活用等に代表される社会全体の高度情報化の流れに沿った変革が必要と思われますが、一方では、人と人との関係を大切にする温もりのある行政の観点から、納税者から信頼される税務職員を育成することもこれからますます重要になっていくものと考えています。

鍛冶： 民間も、AIやビックデータを活用しないとやっていけない時代です。

西村： AIを利用して申告も簡単にしていただきたいと思います。

西川： 今は、高齢化社会と言われています。ICT、電子化になると高齢者にとっては、若い時に教えてもらっていないこともあり難しく、電子難民が増えてくるのではないかと思います。二元化というか、電子、対面の両方の対応が必要だと思えます。

署長： もうすぐ所得税の確定申告が始まりますが、この期間、税務署に来られる方への対応については、これまでと同様に丁寧に行っていく必要があると考えております。

西村： 最後に、法人会に対するご意見・ご要望等がございましたら、お聞かせください。

署長： 高岡法人会は、昭和27年11月に創立された伝統ある団体であり、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組んでおられますとともに、地域社会との共生を目指した社会貢献活動を活発に行われるなど、幅広く事業活動を展開されておられます。

特に、企業の税務コンプライアンス向上のため導入された「自主点検チェックシート」の更なる普及推進や会員の増強による組織基盤強化のための取組、また、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教育バス」の実施

など、その活動の充実ぶりには、私どもといたしましても、大変心強く感じているところであります。

これもひとえに、多田会長をはじめとする歴

代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ御努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「適正・公平な課税・徴収」を実現するため様々な取組を行っておりますが、その取組を推進していくに当たっては高岡法人会の皆様方のお力添えは何よりも大きなものと考えております。

どうか引き続き、税務行政のよき理解者として、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

西村： 私ども法人会こそ、会活動において、税務御当局の御指導・御支援が不可欠でございますので、今後も、会員企業の健全な発展のため、研修会・説明会等への講師派遣・助言を引き続きお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっていろいろお話をいただき、ありがとうございました。

【蛸谷栄三郎高岡税務署長略歴】

平成20年 7月	富山税務署 総務課長
平成21年 7月	金沢税務署 特別国税調査官（開発調査担当）
平成23年 7月	金沢国税局 調査査察部 特別国税査察官
平成26年 7月	富山税務署 筆頭副署長
平成28年 7月	国税庁長官官房 金沢派遣 主任国税庁監察官
平成29年 7月	金沢国税局 調査査察部 査察第一部門統括国税査察官
平成30年 7月	高岡税務署長

第35回「法人会全国大会」鳥取大会 ～ “ふるさと” から新しい夜明けを～

平成30年10月11日(木) 於：とりぎん文化会館



10月11日(木)、鳥取市のとりぎん文化会館に全国から1,600余名（当会から多田会長他5名）の会員が集い第35回「法人会全国大会」鳥取大会が盛大に開催された。

当日、会場に設けられた「まんが王国ととりPRコーナー」では「鬼太郎くん、コナンくん撮影会」が行われた。

全国大会の第一部では、「大山（だいせん）どりの奇跡 ～35歳、どん底からの挑戦～」と題し、(株)大山どり代表取締役の島原道範氏が記念講演を行った。島原氏は経営難に陥った養鶏会社の営業譲渡を受け、独自の経営手法で見事に業績を回復させただけでなく、若手や女性が生き生きと働く、成長力のある企業に成長させたことで注目を浴びている。

第二部の式典では、主催者を代表して小林栄三全法連会長の挨拶のあと、藤井国税庁長官、平井鳥取県知事、羽場鳥取市副市長から祝辞があった。平井知事は、「全国の法人会

の皆様、鳥取県へウェルカニ」と得意の駄洒落で会場を沸かせていた。

次に、平成29年度の会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進について顕著な成果を挙げた県連に対する表彰を行った。

続いて、全法連の税制委員長による平成31年度税制改正に関する提言の報告、昨年の「青年の集い」高知大会において最優秀賞を受賞した直方法人会（福岡県）青年部による「租税教育活動の報告」が行われた。

最後に、「大会宣言」が朗読されあと、次回開催地である三重県法人会連合会会長より招聘のプレゼンテーションが行われ、大会は滞りなく終了した。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に穏やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日
全国法人会総連合全国大会

税制改正に関するスローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

平成31年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。
- (1)2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
- 社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切ってしまう事態に陥っているのは残念でならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能

力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいという点、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。
 - 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業

従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- ・「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- ・地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かし手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

- ・熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に使途を限定すべきである。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

～税を考える週間～

国会議員・3市長へ提言書を持参!!

平成31年度 税制改正に関する提言

※高岡法人会役員が、税を考える週間（11/11～17）にあわせ、国会議員・市長に税制改正について直接お会いし説明を行い、提言活動を行った。

高橋正樹 高岡市長(11月12日)
【於 高岡市役所】

左から
西村 博邦副会長
高橋 正樹高岡市長
花田 修一副会長
多田 慎一会長
開 章夫青年部会長
渡辺佳世子女性部会長
坂井 昌彦事務局長



左から
林 正之氷見市長
久保 俊介青年部副部会長
山田 圭子女性部副会長
坂井 昌彦事務局長

林 正之 氷見市長(11月12日)
【於 氷見市役所】

夏野元志 射水市長(11月13日)
【於 射水市役所】

左から
新川 篤志青年部会副部会長
豆川 公彦青年部会副部会長
牧田 和樹副会長
夏野 元志射水市長
林 和彦副会長
小川ゆり子女性部副会長
坂井 昌彦事務局長



左から
橘 慶一郎衆議院議員
西村 博邦副会長
花田 修一副会長
開 章夫青年部会長
若野歌子女性部副会長
坂井 昌彦事務局長

橘慶一郎 衆議院議員 (11月17日)
【於 高岡商工ビル】

各種研修会

◆◆◆◆雇用管理研修会◆◆◆◆

【開催日】 平成30年8月8日(水)

【参加者】 会員68名

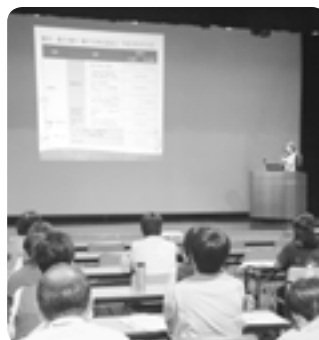
【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

【講 師】

第一講座 みやもと社会保険労務士事務所 宮本 敦子 氏
「産前産後休業・育児休業・介護休業に関する
事務と手続きのポイント」

第二講座 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
高齡・障害者業務課 課長 倉澤 信人 氏
「障害者雇用に関する助成金等のご案内」

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 高齡者雇用給付金担当 島崎真奈美 氏
「平成30年度 65歳超雇用推進助成金について」



●●●●改正税法研修会●●●●

【開催日】 平成30年9月6日(木)

【参加者】 会員97名

【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

【講 師】 高岡税務署 法人課税部門 審理専門官 老田 時男 氏
「法人会自主点検チェックシートについて」
「法人税等の税制改正について」

高岡税務署 個人課税部門 国税調査官 永田 博美 氏
「所得税の税制改正について」

高岡税務署 資産課税部門 統括国税調査官 土肥 義明 氏
「相続税及び贈与税について」



税経セミナー

【開催日】 平成30年9月13日(木)

【参加者】 会員11名、一般2名

【場 所】 高岡商工ビル4階研修室

【講 師】 中間管理職お悩み解決奉行 代表 神尾 弘和 氏

【テーマ】 「日本史の先人から学ぶ！部下のほめ方・叱り方」



★法人税実務講座《中級》6回シリーズ★

【開催日】 9/18、9/26、
10/2、10/11、10/16、10/23

【受講者】 会員51名

【場 所】 高岡商工ビル4階、8階研修室



決算期別研修会



【講 師】

高岡税務署法人課税

老田審理専門官

【場 所】

高岡商工ビル4階会議室

【内 容】

決算における主な注意点
(改正点含む) 他

◎8月～10月決算法人対象

【開催日】

平成30年9月14日(金)

11名

◎11月～1月決算法人対象

【開催日】

平成30年12月6日(木)

23名

支部研修会・異業種交流視察研修旅行

氷見支部税務研修会》》》》

【開催日】 平成30年10月19日(金)

【参加者】 会員28名

【場 所】 氷見市ふれあいスポーツセンター

第一講座 高岡税務署長 蛭谷栄三郎 氏

「マルサ～最後の砦～」

高岡税務署 法人課税部門統括官 遠藤 弘和 氏

「消費税軽減税率制度について」

第二講座 梶義明税理士事務所 所長 梶 義明 氏

「伝家の宝刀『行為計算の否認』について」



《《《射水支部税務研修会

【開催日】 平成30年11月13日(火)

【参加者】 会員18名

【場 所】 射水市中央公民館

第一講座 高岡税務署長 蛭谷栄三郎氏

「マルサ～最後の砦～」

第二講座 高岡税務署 法人課税部門統括官 遠藤 弘和 氏

「消費税軽減税率制度について」

福岡支部税務研修会》》》》

【開催日】 平成30年11月16日(金)

【参加者】 会員20名

【場 所】 高岡市福岡観光物産館

第一講座 高岡税務署長 蛭谷栄三郎 氏

「マルサ～最後の砦～」

第二講座 高岡税務署 法人課税部門統括官 遠藤 弘和 氏

「消費税軽減税率制度について」



異業種交流視察研修旅行～高山方面～

【開催日】 平成30年10月18日(木)

【参加者】 会員16名

高岡法人会会員親睦旅行記

小春日和の秋晴れの朝、飛騨地方へと向けてバスは出発した。朝8時出発と、ゆっくりめで参加しやすい。行先は、古都飛騨古川と飛騨高山。楽しみにしていたのは飛騨古川の『料理旅館 ハッ三館』での昼食だ。見どころは、何と言っても160年の歴史ある建物。ゆったりした空間で最高の気分でのお食事はミニ会席と云う事で、順番に出てきたお料理に舌鼓をうつ。川魚中心のお料理は、珍しくて美味しい。飛騨牛も出てきたが…もう少し量が多ければ尚よかった。お昼食前の、観光ガイドさんに案内してもらっての古川の町並み散策は、10年ぶりぐらいに来たのだが、あまりにも綺麗に整備されていてびっくりした。ロケ地としても有名なこの町並みは、隠れた観光地としておすすめだ。午後から行った高山では、光ミュージアム見学と古い町並みでのお買い物を楽しんだ。ちなみに、みたらし団子が美味しかったよ～。



(株式会社 福福旅行社 村上委千子 記)

《スローガン》

未来を切り開く先駆けとなれ ～「天下布武」発信の地岐阜から～

第32回 法人会全国青年の集い

◆ 岐阜大会 ◆

平成30年11月8日(木)～9日(金)

会場：長良川国際会議場 他

11月8日、9日の両日、長良川国際会議場他に、全国の法人会青年部会の青年経営者1,800余名（当会青年部会から開部会長ほか7名）の会員が参集し、「第32回法人会全国青年の集い」岐阜大会が盛大に開催された。

初日は、選抜された局連の代表による租税教育活動のプレゼンテーションを開催。金沢法人会の「税の使いみち総選挙2018～繋がる租税活動～」が最優秀賞を受賞した。

二日目は、部会長サミットで「財政健全化のための健康経営」をテーマに議論した後、子供たちが税の使い道について考える機会を提供するための手法を議論した。

また、女優の紺野美沙子氏が「今私たちにできること～未来のために～」と題し記念講演を行ったほか、大会会式典では、大会宣言が読み上げられ式典は最高潮に達し、次回開催地の大分大会（11月8日開催）に大会旗が引き継がれ、大会式典は成功裡に終了した。



青年部会 税経セミナー

【開催日】 平成30年12月17日(月)

【場 所】 ホテルニューオータニ高岡4階

【参加者】 会員15名

【講師】 税理士 福井 正博 氏

【テーマ】「調査官の目線の先にあったもの」



～租 税 教 室～

平成30年度租税教育活動(租税教室)を実施

◇法人会青年部会・女性部会「租税教育活動」スローガン◇

われわれ法人会青年部会・女性部会は法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」の基本理念に立脚し「租税教育活動」を大きな柱と位置付け積極的に推進しています。

❖❖❖❖❖❖❖ 租 税 教 室 実 施 校 ❖❖❖❖❖❖❖

小学6年生を対象に、青年部会、女性部会のメンバーが講師となって子供達に生活の中での税金の使われ方や役立つ税金に関するクイズやスライドを使って租税教室を行った。

高岡市(1校)・氷見市(3校)・射水市(3校)の下記小学校で実施!



射水市立中太閤山小学校 9月28日(金)
6年生 49名



高岡市立二塚小学校 10月23日(火)
6年生 34名



氷見市立窪小学校
11月22日(木)
6年生 93名



氷見市立比美乃江小学校
12月3日(月)
6年生 66名



射水市立塚原小学校
12月13日(木)
6年生 35名



氷見市立上庄小学校 12月11日(火)
6年生 20名



射水市立太閤山小学校 12月12日(水)
6年生 77名

社会貢献活動&日帰り先進地視察

社会貢献活動 NPO法人「えいぶる」へ寄附 平成30年8月28日(火)

渡辺会長・廣瀬副会長・中曽副会長は高岡市のNPO法人「えいぶる」を訪れ、神島理事長へ10万円を寄付した。

同法人は、市内でレストランや服飾工房を展開し、利用者の就労継続支援に取り組んでいる。

神島理事長は、寄付金は事業利用者が耕す畑のビニールハウス建設費用に充て、作業所の内容なども説明された。



～『税に関する絵はがきコンクール』～ 平成30年9月13日(木)

富山県法人会連合会女性部会連絡協議会では社会貢献、租税教育活動の一環として、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」を20,000枚作成し、県下4法人会女性部会に配付した。高岡法人会女性部会では、高岡税務署管内小学生の租税教育活用のお願いに渡辺女性部会会長から蛸谷高岡税務署長へ5,600枚を手渡し、委託した。



社会貢献活動 手作り雑巾を寄贈

♣射水市 射水市放生津保育園 平成30年7月31日(火)

♠射水市 射水市ケアハウス海王 平成30年7月31日(火)

♣氷見市 明善寺ディサービス あんのん 平成30年9月27日(木)

♠高岡市 ふたばこども園 平成30年11月5日(月)

高岡法人会女性部会は会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タオルを高岡市、射水市の保育園・氷見市の福祉施設に寄贈した。

女性部会が地域に根付いた社会貢献活動の一環として平成16年から毎年実施している。毎年違う施設へ寄贈し園児の皆さん、施設の方々から感謝の言葉や園児の歌踊りなどで歓迎された。



射水市放生津保育園



射水市ケアハウス海王



明善寺ディサービス あんのん



ふたばこども園

先進地視察

平成30年9月11日(火)

9月11日、女性部会は、福井県を訪れた。

まず、最初に訪れたのは大安禅寺、仏教や禅の教えを現代社会に当てはめてわかりやすく説法する「生き生き法話」に参加した。午後から越前おおの城下町を訪れ、観光ボランティアガイドの方から、越前大野城の歴史や町並みなどの説明を受け、散策した。

短い一日ではあったが、会員の親睦と、普段なかなか訪れることができない所を見学し満喫した先進地視察であった。



平成30年度 合同納税表彰式 ～栄えある～ 合同納税功績者表彰式が挙行される

多年にわたり、税のよき理解者あるいは協力者として、正しい税知識の普及に努め、納税道義の高揚と円滑な税務行政にご尽力された功績に対して贈られる平成30年度合同納税表彰式が、11月14日(水)、高岡ふれあい福祉センターにおいて挙行された。受賞の榮に浴された方〈法人会功績者〉は、次のとおりです。



＊ 法人会功績 ＊

河西 良司 様

(公社)高岡法人会 常任理事
株式会社石沢商事 代表取締役社長

＊ 法人会功績 ＊

八嶋祐太郎 様

(公社)高岡法人会 常任理事
八嶋合名会社 代表社員

税を考える週間

特別講演会

- 【開催日】 平成30年11月15日(木)
- 【場 所】 富山県高岡文化ホール
- 【参加者】 会員39名 一般4名
- 【演 題】 「日本経済の大転換点、
中小企業にチャンスあり」
- 【講 師】 経済ジャーナリスト

内田 裕子 氏



高岡法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **高岡法人会** で **検索**
現在配信中のオススメセミナー

オススメ

ワンランク上の電話応対マナー



電話応対オフィスオアシス代表取締役 大井 幸子

セミナー名	講師	所要時間
簿記の基礎がより鮮明になる動画セミナー (第4回「簿記の目的と経営戦略」)	石川 和樹	35分
橋山式シンプル・キャッシュフロー 計算書でキャッシュの増減理由をつかむ	橋山 博一	64分
経営者、後継者必見！ 会社を「売れる」セミナー	井手 美田樹	7分
2代目・3代目社長のための ドラッカー入門	中平 誠郎	74分
コミュニケーション力を高める 人付き合いのコツ	田嶋 真由美	27分
緊張していても笑えと見える話し方	丸山 久美子	43分

視聴用のID・パスワードは高岡法人会までお問い合わせください

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約500本のセミナーがご覧いただけます。

★☆☆平成30年度☆☆★

中学生の「税についての作文」受賞者を表彰！

平成30年11月14日(水) 於：高岡市ふれあい福祉センター

共催：全国納税貯蓄組合連合会・国税庁／後援：公益財団法人全国法人会総連合 他

正しい税のしくみと役割を理解してもらう目的で、全納連と国税庁が共催で、全国の中学生から「税についての作文」を募集。
 全国法人会総連合も平成24年度から後援協力を行ない、高岡税務署管内で募集した作文の中の優秀な作品1点に高岡法人会会長賞が贈られた。なお、表彰された方々は次のとおりです。

～ 高岡税務署管内表彰 ～

◆◆『税についての作文』受賞者の方々◆◆

☒《一般財団法人大蔵財務協会理事長賞》

『教科書は未来へのバトン』

高岡市立西部中学校 1年 ^{きたやま}北山 ^{はるあ}陽彩

☒《高岡税務署長賞》

『学校にエアコンがつかないのはなぜか？』

高岡市立芳野中学校 2年 ^{いしはら}石原 ^{あおい}葵

『当たり前だと思っていた学校生活』

射水市立小杉中学校 2年 ^{かたぐち}潟口 ^{あやか}綾香

☒《富山県知事賞》

『税と生きる』

射水市立大門中学校 3年 ^{はりがい}針谷 ^{まさき}聖輝

☒《北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞》

『税の在り方』

高岡市立芳野中学校 3年 ^{やまぐち}山口 ^{まい}真依

☒《富山県納税貯蓄組合総連合会会長賞》

『感謝の気持ちをもって』

高岡市立五位中学校 2年 ^{まつむら}松村 ^{めい}芽依

☒《高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞》

『地球を守る森 森を守る税金』

高岡市立志貴野中学校 2年 ^{やまもと}山元 ^{るあ}琉聖

☒《北陸税理士会高岡支部長賞》

『生活の柱』

射水市立小杉南中学校 3年 ^{やなぎはら}柳原 ^{ゆか}由香

☒《公益社団法人高岡法人会会長賞》

『税金に感謝』

氷見市立北部中学校 1年 ^{やまぐち}山口 ^{れい}玲依

☒《高岡税務署管内青色申告会連合会会長賞》

『税に関すること』

射水市立小杉中学校 1年 ^{みょうじん}明神 ^{ふみや}史哉

☒《高岡間税会会長賞》

『税がつくる幸せ』

高岡市立高陵中学校 3年 ^{いしむら}石村 ^{いちか}一花

平成30年度 中学生の「税についての作文」

〈敬称略〉

◆一般財団法人大蔵財務協会理事長賞

教科書は未来へのバトン

高岡市立高岡西部中学校 1年 きたやま 北山 はるあ 陽彩

私は学校が大好きで、保育園から現在まで無欠席だ。

大好きな学校で特に胸がおどるほどワクワクするのが4月の始業式だ。自分の机に高々と積み上げられている、少し印刷の匂いがする真新しい教科書を見ると、「今年も一年頑張ろう。」と気持ちを新たに決意できる。そして、大切な物を手にするようにパラパラとページをめくる。新しい事が学べる嬉しさと、しっかり理解できるだろうかという不安な気持ちが交差して複雑な気分だ。特に苦手な教科の教科書を手にすると、さっきまでのワクワクした気持ちが吹っ飛んでしまう。それでも、私の気持ちを切り替えてくれる魔法の言葉によって、学習できる喜びと感謝の気持ちでいっぱいになりながら、今まで新学期をスタートさせてきた。

私にとっての魔法の言葉、それは教科書の一番後ろのページに書かれている一文だ。

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

この一文に気付いたのは小学校高学年の頃。無料でもらえるのは当たり前だと思っていた教科書に税金が使われていると知って衝撃だった。今まで税金は取られるもので、恩恵なんて受けていないと思っていた自分がとてもはずかしくなった。そして、毎日汗を流して働いてくれている大人が税金を納めてくれているから、毎年新しい教科書を手に出来ていたのだと知った時、「今の私の役目である学生を全力で頑張り、将来の夢に向かって努力する。社会に出たら今まで受けた恩恵を次の世代の子供たちに返していける大人になりたい。」と思い、大人になった自分を少しでも想像できた。

日本は今、急激な少子高齢化が進み厚生労働省「人口動態統計」によると日本の総人口は、2010年の1億2,806万人から長期の人口減少過程に入り、2030年には1億1,000万人を切ると予測されている。さらに労働人口は現在の6,500万人超から5,400万人近くまで減少するそうだ。つまり、このままでは日本経済が崩壊してしまうかもしれない。そうなれば、未来の子供達は私が受けたような恩恵を受けることは難しくなるだろう。

まさしく日本を支えていく未来は私達の世代に託されているのだ。手にした教科書が現代から未来の現役世代へとつなぐバトンのように感じ、私も必ず次の世代へつなげられるよう将来の夢に向かって頑張ろうと決意した。

◆高岡税務署長賞

学校にエアコンがつかないのはなぜか？

高岡市立芳野中学校 2年 いしはら 石原 あおい 葵

今年は、梅雨明けが早く、梅雨明け直後から記録的な猛暑となった。そんな中、私の学校には、エアコンがついていない。高岡市の普通教室のエアコン設置率は、小中学校合わせても0.8%と1%に満たない。しかし、氷見市や滑川市などの7つの市町村では100%となっている。市町村によってなぜこんなにも差が出ているのだろうか。私は、調べてみることにした。

高岡市の小中学校にエアコンを設置するには、高岡市の自治体の予算や税金、そして国の支援も必要となる。学校数の多い富山市や高岡市にとっては、エアコン設置は難題となる。国としてもエアコン設置を助成しているようだが、予算には限りがある。

高岡市の財政の状況は厳しい。北陸新幹線に254億、小中学校の耐震工事に182億使用し、赤字となっている。また、臨時福祉給付金事業や保育園などの施設整備と保育サービスの実施による民生費の増加や高岡駅前東地区や高岡やぶなみ周辺などの都市基盤の整備による土木費や衛生費の増加により、歳出が増えている。

そんな財政難の中、市民が納めた市税などの歳入を使用して、高岡市は8月に小中学校12校の計19部屋の特別教室にエアコンを増設することを決定してくれた。19部屋のエアコン設置費用は約3,000万円にのぼる。その後の電気代のことも考えれば、自治体の負担はかなり大きくなる。

私は、特別教室だけでなく普通教室にもエアコンの設置をしてほしいと思った。しかし、高岡市の小中学校の普通教室の数は475教室もあり、約12億円もかかってしまう。現在の高岡市の財政では難しい。歳入を増やす、もしくは歳出を減らさなければならない。歳入を増やすには、市税の増税が第一に考えられる。また、歳出を減らすには、一番費用がかかっている民生費を減らしたいところだが、福祉や教育などの支援はなくてはならない。無駄使いのないように見直していくことが必要である。

こんな状況でも、特別教室にエアコンを設置してくれるのは、ありがたい。

どうしてエアコンがつかないのか不平不満を言うだけでなく、税金の働きでさまざまな公共サービスを受けていることを知らなければならない。

将来、私も地元で貢献できる仕事について、高岡市のために税金を納めたいと思った。

◆高岡税務署長賞

当たり前だと思っていた学校生活

射水市立小杉中学校 2年 ^{かたぐち} 潟口 ^{あや か} 綾香

先日、テレビで「外国人が日本に来て、驚いたこと」というテーマの番組が放送されていました。その中に、小中学生全員に、教科書が無償で配布されることに驚いたという回答がありました。日本以外の多くの国では、教科書は「みんなで使うもの」で、毎年借りたものを汚さずにきれいな状態で返すことが当たり前だそうです。そのため、アンダーラインなどの印を付けることができず、日本の生徒がうらやましいようでした。私の両親の頃は、もう無償配布でしたが、祖父母の頃は、親戚や知人からもらったり、新しい教科書を購入したりしていたと聞きました。

そこで、いつから無償配布が始まったのかを疑問に思い、調べてみました。1962年、高知市長浜地区で、学校の教師と学習会をもっていた母親らが、憲法第26条に「義務教育は、これらが無償とする」とあることを学び、教科書をタダにする会を結成しました。その後、署名活動をしたことがきっかけで、法律が成立し、1964年から少しずつ無償配布が始まったことが分かりました。

他に、日本の学校にはプールがあり、授業で水泳を教えてもらえることに驚いたという回答もありました。外国では、学校にプールがあるのは珍しく、水泳はスイミングスクールに通って、習っているそうです。数年前に、客船の沈没事故が起こった韓国では、水泳が見直され、学校の授業に水泳が取り入れられました。しかし、プールの設置数が足りず、学校外のプールを借りると、寒くなった時期に屋外プールに入らなければならないこともあると言っていました。

このように、外国人が驚くようなことを、日本に住んでいる私は当たり前だと思っていました。世界の中には、教科書以前に学校もなく、教育を受けられない国の子供達もたくさんいます。字を読み書きできないために、職につけず、貧困が続いています。

私が登下校で通る道路はきれいに整備され、教室にはエアコンも付いています。私の通っていた小学校にはプールがあり、体育の授業や夏休みに泳ぐことができました。これらは、みんなが平等に教育を受けられるように、貴重な税金が使われているからです。これからは、今まで当たり前だと思っていた学校生活を送れることに感謝して、一生懸命勉強し、私も大人になったら、しっかりと税金を納められる人になりたいと思います。

中学生の「税についての作文」の募集について

- 題 材 内容が税に関するものであれば、題材は自由です。
例えば、税の仕組みや使われ方などについて、家庭や自分の周囲で日常体験し、または見聞きしたこと、あるいは、税の申告や納付のこと、学校その他で教えられた税についての感想などを書いてください。
- 応募資格 中学生であれば、どなたでも参加できます。
- 用 紙 原稿用紙（400字詰め）3枚以内（厳守）
- 締め切り 毎年9月上旬
- 提出先 所属の学校を経て、高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会へ提出してください。
- 表 彰 優秀作品には、内閣総理大臣、国税庁長官、金沢国税局長、全国納税貯蓄組合連合会会長、(財)日本税務協会会長、(財)大蔵財務協会理事、北陸納税貯蓄組合総連合会会長等から賞状及び記念品を贈呈します。
また、作文募集に対する協力度合いが顕著な中学校には、感謝状及び顕彰を贈呈します。



インターネットで確定申告ができます 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ご不明な点は電話で問合せできます！



【ID・パスワードを取得して、いつでもどこでも申告！】

税務署で発行しているID・パスワードをご存知ですか？

ID・パスワードを利用すれば、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも申告書をパソコン、スマートフォンやタブレット端末を利用していつでも、どこでもe-Taxで送信（電子申告）することができます。

※ マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

高岡税務署での申告相談の受付期間

税務署での申告相談の受付期間は、

平成31年2月18日（月）から3月15日（金）です（※）。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

※ 混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。
駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用願います。

※ 申告相談をお受けする体制は2月18日（月）からとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

申告書作成などのお問合せ先

平成31年1月17日（木）から3月15日（金）の期間中、税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い『0』を選択すると、「確定申告電話相談センター」にて所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）、贈与税の申告に関するご質問やご相談にお答えします。

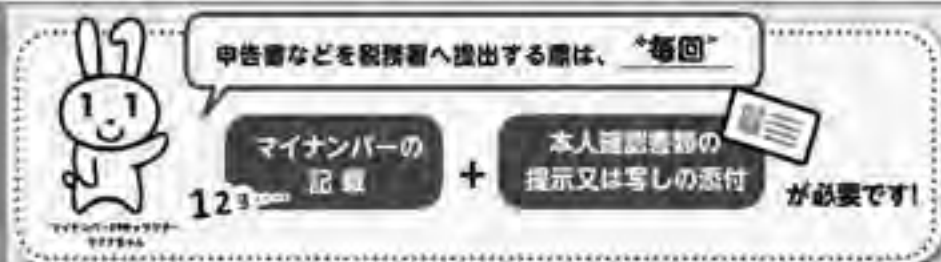
国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い『1』を選択してください。「電話相談センター」（国税局税務相談室）へおつながります。

☎ 高岡税務署 代表電話番号 0766-21-2501

医療費控除の明細書の添付が義務化

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※ 明細書に記載の医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

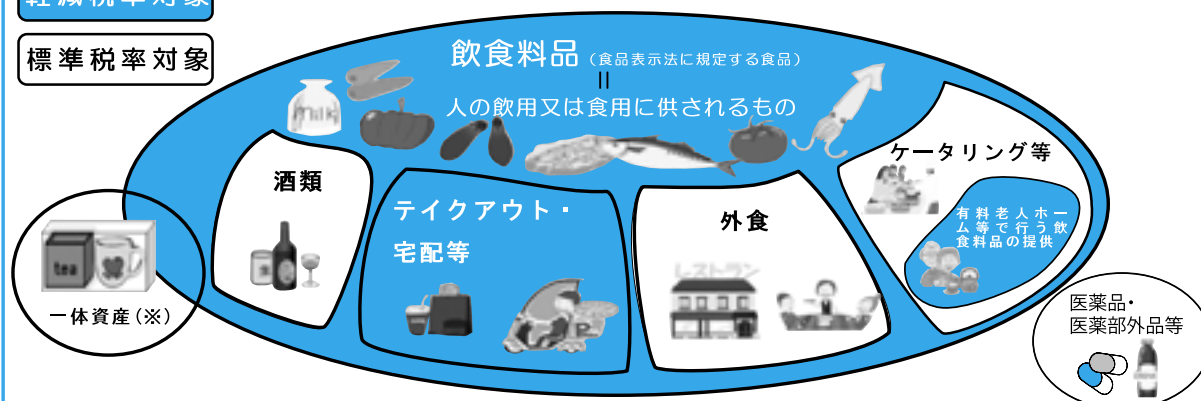
飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度等に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】0570-030-456
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。
軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
【専用ダイヤル】0570-081-222
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

行政手続きの電子化等の推進について エストニアを知る

税 理 士 中 野 岳

今から、10年程前になりますが、顧問先の若手経営者から、「先日視察してきたエストニアでは、税務申告の電子化がすすみ税理士がほとんどいませんでしたよ」という話を聞きました。その当時は、まだまだ先の話だろうし自分とは関係がないと考えていました。しかしながら、ここ数年前より、AIの発達で無くなる職業の一つとして税務申告代行者が取り上げられ、また昨年1月には、安倍総理大臣がエストニアを訪問。同年9月には、日本とエストニアの間で租税条約が発効されました。エストニアが大きく報道されることも次第に増えてきました。そこで、エストニアの電子政府について調べてみると、これからの日本における電子化等の推進のモデルとなっていると考えられました。皆様の参考になればと思い以下に記載します。

世界最先端の電子政府と言われる、エストニア（バルト3国の一つで、人口131万、面積約日本の9分の1）における行政手続きの電子化等の推進

(1) 2000年より電子申告開始

- ① 所得税については、電子申告の義務はないが、2001年から、国税庁に集まる各種情報があらかじめ記入された申告書（記入済み申告書）を給与所得者に送付する仕組みを導入。修正がなければクリックのみで確定申告が可能、モバイル端末からも申告可能、電子申告の場合は5営業日以内に還付が受けられる。電子申告割合は95%（2013年）
- ② 法人税、付加価値税については、一定の要件の下、電子申告が義務化されており、電子申告割合は、99%（2013年）

(2) 2002年よりIDカードを発行、現在保有率97.9%。

日本のマイナンバーとの違いをみると

- ① 15歳以上の国民の取得の義務
- ② 住所が印字されていない
- ③ 番号の民間利用自由。教育、医療など様々な電子的行政サービスを受けるために使用でき、民間会社のポイントカードとしても使用可能

(3) 2002年 e-School（学校情報を教師・親・生徒間での共有）

2005年 世界初の国政選挙の電子投票の実施

2008年 e-Health（医療関係者が患者の医療情報にアクセス可能）

参考資料 政府税制調査会海外調査報告（エストニア）、e-Estonia 等

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表裏)に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



「法人事業概況説明書」(表裏)に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無 ☒ 有 ☐ 無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート (鳥取県税務) は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれている
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。



(記入例)

17 加入組合等の状況

☒ 法人会会員

(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

公益社団法人高岡法人会

電話番号 0766-22-4555

URL等 <http://www.taigin-takaoka.com/>

■総会記念講演会のご案内■

演題『未来の年表～人口減少 日本で起きること～』



【日 時】平成31年5月21日(火)

午後3時30分～(1時間半)

【場 所】高岡商工ビル 2階大ホール

高岡市丸の内1-40

【講 師】ジャーナリスト

かわ い まさ し
河合 雅 司 氏

【略 歴】

1963年、名古屋市生まれ。産経新聞社論説委員、高知大学客員教授、大正大学客員教授。専門は人口政策、社会保障政策。中央大学卒業。現在、厚労省検討会委員、農水省第三者委員会委員、日本医師会「赤ひげ大賞」選考委員なども務める。内閣官房有識者会議委員、内閣府有識者会議委員、拓殖大学客員教授などを歴任。2014年に「ファイザー医学記事賞」の大賞を受賞。2018年、NPO法人ひまわりの会「ひまわり褒章」の個人部門賞受賞。『未来の年表』(講談社現代新書)は、『未来の年表2』(同)との累計で75万部(2018年12月末現在)を突破するベストセラーとなる。『未来の年表』シリーズ以外にも『未来の呪縛』(中公新書ラクレ)、『日本の少子化 百年の迷走』(新潮社新潮選書)など数多くの著書がある。

【著 書】

- ・『未来の年表 人口減少日本でこれから起きること』(講談社現代新書) 2017
 - ・『日本の少子化 百年の迷走—人口をめぐる「静かなる戦争」—』(新潮社) 2015
 - ・『中国人国家ニッポンの誕生—移民栄えて国滅ぶ』(共著、ビジネス社) 2015
- その他著書あり

公益社団法人 高岡法人会第8回定時総会
(平成31年5月21日(火)午後2時) 会場:高岡商工ビル 2階大ホール

事務局だより

法人会には、法人(正会員)だけではなく、個人事業主の方も賛助会員としてご入会できます。加入されますと、いろいろな研修会、講演会、セミナーや異業種交流会にも参加できます。今回ご入会いただいた新しいお仲間です。

新会員のご紹介

平成30年9月～

法 人 名		代表者名	法 人 名		代表者名
◎高岡市			◎射水市		
(株)エクス・トップ		吉田 豪	(株)勇気の花		魚 敬丈
(有)丸吉工業		副田 誠	島崎工業(株)		島崎 良成
(株)マルミ明神商店		明神 憲郎	(株)ヘリオス		米澤 彰二
サンケー商事(株)		室崎 徹	瀬中網漁業(有)		尾山 春枝
河原産業(株)		河原 正嗣	(有)浪花		京谷 修一
A S Bクリエイティブ(株)		高橋 英之	(有)松下溶工		松下 貢
(有)ホープ研		青田 伸広	新湊鮮魚仲買卸売漁業協同組合		安吉 孝雄
(有)三恵製作所		八田 正人	ひばり重設(株)		石黒 清治
(有)ジョイマリンエンジニアリング		隅谷 善彦	森田商運(有)		森田 大介
農事組合法人 沢川営農組合		中山 敏治	小松工作所(株)		小松 洋
◎氷見市			(株)大光		佐藤 光
(株)スカイボウル		喜多 良明	◆賛助会員		
(株)宮沢設備		宮澤 克巳	賛 助 会 員 名		代表者名
(株)ヤマワキ工務店		山本 学	川田 直子		川田 直子